

年金払い退職給付制度に係る 財政再計算結果(掛金率等)について

はじめにお読みください。

当連合会では、令和5年12月に、令和6年4月以降の年金払い退職給付制度に係る掛金率等を決定するための財政再計算を実施しました。

この結果、組合員の皆さまにご負担いただく年金払い退職給付制度に係る掛金率は、0.75%となり、現行の率と変わらないこととなりましたのでお知らせします。

併せて、令和6年10月以降の基準利率[※]については、毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、加算率0.08%を加算することとなりました。(現在は加算を行っておりません。) 詳細については、以下のとおりとなっております。

※給付算定基礎額のうち、利子の額を求めるための率

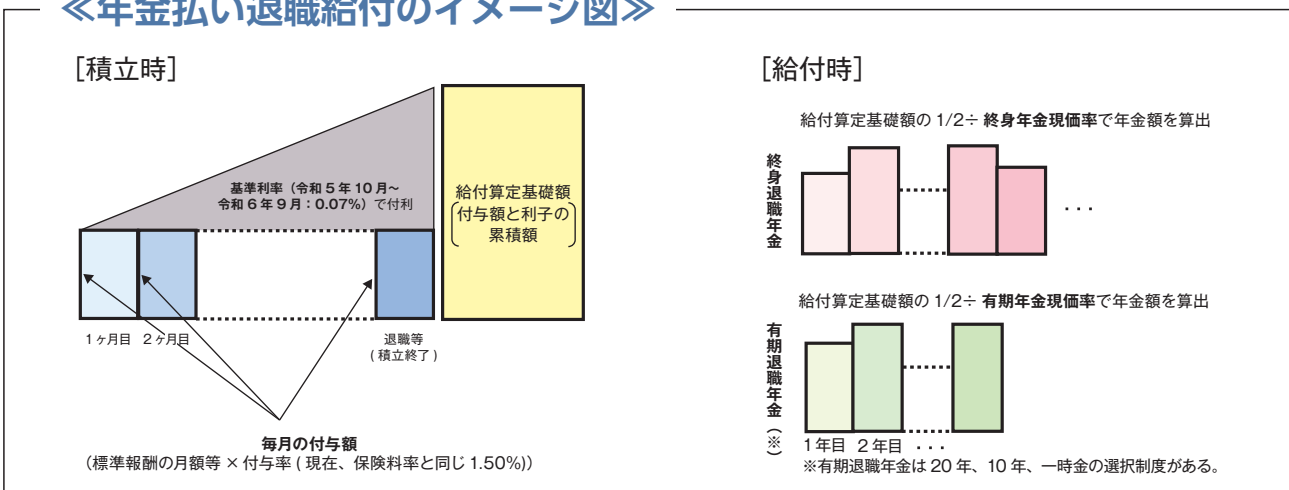
1 年金払い退職給付制度の概要

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付」(地方公務員等共済組合法上は「退職等年金給付」といいます。)が創設されました。

年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料(掛金・負担金)で積み立てる「積立方式」による給付となっております。

また、保険料は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額(標準報酬の月額等)をもとに算定され、労使折半となっております。現在、保険料は「標準報酬の月額等×1.5%(保険料率)」となっております、これを組合員の皆さまと地方公共団体等とで折半して拠出いただいております。保険料率のうち組合員負担分を掛金率、地方公共団体等の負担分を負担金率といいます。保険料率が1.5%の場合、折半して掛金率、負担金率はそれぞれ半分の0.75%となります。

《年金払い退職給付のイメージ図》

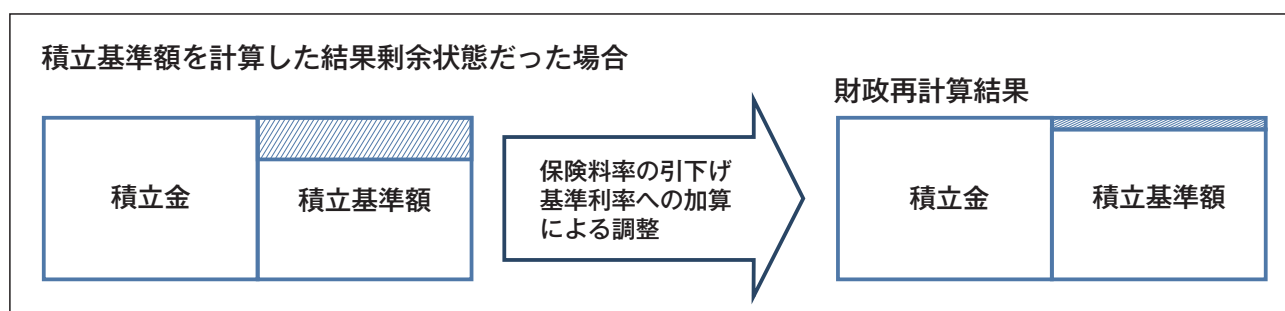


2 財政再計算の意義等

年金払い退職給付に要する費用は、積立基準額（将来の給付に向けて積み立てておくべき金額。「総給付現価－保険料収入現価」によって算出されます。）*と実際の積立金*とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定めることとされており、少なくとも5年に一度、財政再計算を実施することとされています。 ※いずれも地共済と国共済との合計額

財政再計算では、積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡を保つことができるように、保険料率および加算率（基準利率への一定率の加算）を算定します。

再計算前の保険料率および基準利率の将来の見通し等を用いて積立基準額を計算した結果、剰余状態（積立金>積立基準額）となる場合、保険料率の引下げや基準利率への加算（毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、積立剰余を財源として一定率（加算率）を加算）により均衡を図ることとなります。不足状態の場合はその逆を行います。



前回、平成30年度に実施した財政再計算から5年となるため、今年度、財政再計算を行いました。

3 財政再計算結果

積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡するよう財政再計算を行った結果、次のとおりとなりました。

保険料率は、1.50%（掛金率、負担金率はそれぞれ0.75%）となりました。（現行の率と同じ。）

基準利率は、毎年の市場の状況を勘案して算定する率に、積立剰余を財源として**加算率0.08%を加算**することとなりました。

積立基準額と比較して、積立金が2,089億円の剰余の状態となったため、加算率の設定により、積立基準額と積立金の均衡を図りました。

【剰余解消前】 (単位: 億円)

区分	地共済+国共済
積立金(簿価ベース) A	29,201
総給付現価 B	99,138
保険料収入現価 C	72,025
積立基準額 D=B-C	27,113
積立剰余 E=A-D	2,089

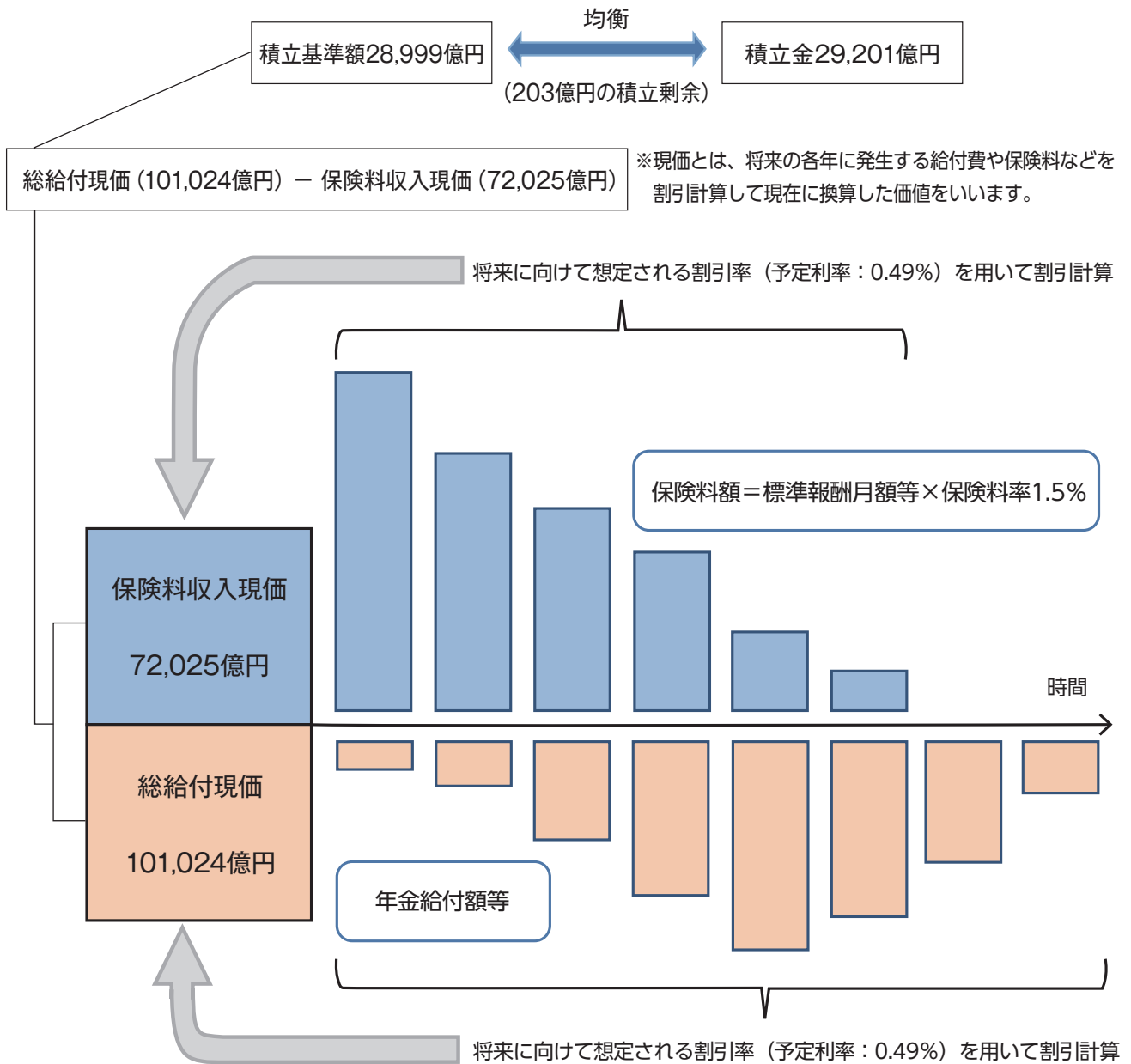
均衡を図る

【財政再計算結果】

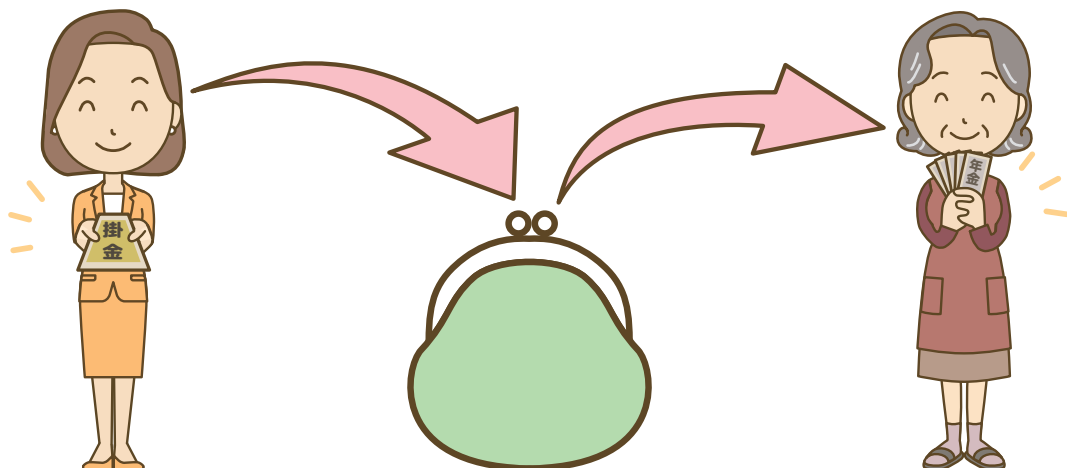
区分	地共済+国共済
積立金(簿価ベース) A	29,201
総給付現価(*) B	101,024
保険料収入現価 C	72,025
積立基準額 D=B-C	28,999
積立剰余 E=A-D	203

※加算率0.08%を加味して計算した総給付現価

《財政再計算結果に係るイメージ図》



※年金給付額等には、退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金の給付に要する費用並びに事務に要する費用が含まれています。



○ 令和6年4月から適用される掛金率

前述のとおり、財政再計算の結果、保険料率は現行の率と変わらずに1.50%となりました。組合員の皆さまが負担する掛金と地方公共団体等が負担する負担金は、折半して負担することとされています。

よって、掛金率及び負担金率は下記のとおりとなりました。

《掛金率と負担金率》

掛金率	0.75%（現行の率と同じ）
負担金率	0.75%（現行の率と同じ）

○ 令和6年10月から適用される基準利率

基準利率については、毎年 of 市場の状況を勘案して算定する率に、加算率0.08%を加算することとなりますが、こちらは令和6年10月から適用されることとなります。

地方公務員共済組合連合会では、今回のリーフレットの他にも、ホームページに年金払い退職給付制度に係る情報を掲載しています。

今後とも関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

地方公務員共済組合連合会

検索



令和6年3月

地方公務員共済組合連合会

<https://www.chikyoren.or.jp>

東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング11階